

松前町 空家等管理活用支援法人指定基準

1 目的

本基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、松前町における空家等管理活用支援法人の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指定の基本方針

- （１） 空家相談窓口運営業務として実施する法第 24 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる業務については、相談体制の一元化及び責任の明確化を図るため、支援法人は 1 法人とする。
- （２） 指定申請に基づき審査し、町長が指定する。
- （３） 指定期間満了後は更新せず、再度プロポーザルを実施する。

3 業務内容

- （１） 法第 24 条第 1 号に該当する業務として、次のアからオまでのいずれかに該当するもの
 - ア 専門家等との連携体制を構築した上で、空家等の所有者等からの相談をワンストップで対応するもの
 - イ 市場流通性が低い空家等の所有者と購入等希望者のマッチングを図るもの
 - ウ 弁護士、司法書士及び税理士等が関与し、相続、財産管理、権利関係整理等の相談対応を行うもの
 - エ 関係団体及び専門家との連携体制を構築し、相談対応及び施策推進に資するもの
 - オ 空家等の利活用に関する提案及び支援を行うもの
- （２） 法第 24 条第 2 号に該当する業務として、委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- （３） 法第 24 条第 5 号に該当する業務として、空き家問題に関する情報発信やセミナー開催等による普及啓発を行うもの

4 指定基準

次の要件を満たすこと。

- （１） 業務を実施する能力を有していること。

- (2) 法第 25 条第 3 項の規定による指定の取消しを受けた場合にあっては、その取消しの日から起算して 3 年を経過していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
- (5) 業務の内容が適切なものであること。
- (6) 必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有していること。
- (8) 申請日の直近 2 年間に於いて、継続して次の全ての活動実績を有していること。
 - ア 空家等の所有者又は管理者の依頼に応じて、建築士又は宅地建物取引士と連携して行う空家等の活用及び管理に関する活動
 - イ 空家等の耐震改修、省エネルギー改修その他空家等の利活用に資する相談及び支援活動
 - ウ ア及びイに基づいて行うワンストップでの空家等全般に関する相談対応
- (9) 町内に事務所、営業所等の活動拠点を置いていること。
- (10) 町税を滞納していないこと。

5 業務実施の視点

- (1) 相談から解決までの一貫した支援体制
- (2) 継続的なフォローアップ
- (3) 地域特性を踏まえた施策提案
- (4) 関係機関との連携強化

6 選定及び指定

法第 24 条第 1 号、2 号及び 5 号の業務については、受託候補者をプロポーザルにより選定し、契約締結後に町長が指定する。

7 指定の取消し

- (1) 虚偽申請があった場合

- (2) 法令違反があった場合
- (3) 適正な業務遂行が困難と認められる場合
- (4) 町の信頼を損なう行為があった場合
- (5) 正当な理由なく業務を履行しない場合